令和元年度港区生活困窮者自立相談支援事業拠点 事業報告書

I.事業の概要

1. 事業の目的

生活困窮者自立相談支援事業(相談支援)は、生活保護に至るおそれのある生活 困窮者に対し、早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援す ることを目的としている。

生活困窮者の早期発見・把握をし、包括的に相談に応じることのできる窓口として、 生活困窮者の抱えている複合的な課題を適切に評価・分析(アセスメント)したうえ、そ の課題を踏まえた支援計画(以下「プラン」という。)を策定、プランに沿って自立に向け た支援を行う。

なお、経済的な問題のみならず、複合的な課題を抱えている方など、生活困窮者を 広く受け止めることが必要となるため、関係機関との連絡調整や支援状況の確認など も継続的に行う。

2. 事業の実施体制

本事業を実施するに当たり、社会福祉法人みなと寮と社会福祉法人大阪市港区社会福祉協議会との共同事業体により、事業を実施した。

名称は「みなと寮・港区社協共同体」と称し実施した。

① 相談窓口の設置場所

大阪市港区役所内 2階 くらしのサポートコーナー 大阪府大阪市港区市岡1丁目15番25号 電話06-6576-9897

② 業務の運営体制

相談支援機関として、主任相談支援員兼家計相談支援員、相談支援員の2職種で合計3名以上の職員を配置した。相談支援員等の主な役割は以下のとおり。

(1) 主任相談支援員兼家計相談支援員

相談支援員を統括し、関係機関との連絡調整の役割を担ううえで、地域福祉をはじめとする社会福祉全般に関して見識を有するとともに、管理者としての任務遂行能力を有する職員を常勤で1名の配置を行った。主任相談支援員は、自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメントや他の支援員の指導・育成を行うとともに、自らも相談支援を行った。

また、ハローワークが実施する生活保護受給者等就労自立促進事業におけるコーディネーター及び総合就職サポート事業へつなぐ場合の窓口の役目を果たし、就労に結びついた後も必要に応じてフォローアップを行った。

家計改善支援事業においては、家計改善支援員として、相談者の家計に関す

る課題を適切にアセスメントし、債務に関する法律相談の活用や、各種減免制度の適用など、継続的な関わりの中で家計改善を支援した。

(2)相談支援員

自立相談支援事業を遂行するうえで、必要な知識及び実績のある職員を常勤 換算で2名以上配置を行った。

相談支援員は、生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理やアウトリーチ(訪問支援等)を行った。

Ⅱ. 事業の周知

1. 目的

生活困窮者自立相談支援事業では、多様な生活困窮者からの相談を排除することなく幅広く対応することが必要であるが、生活困窮者の多くは、その抱える課題が複合していることが多いため、適切な相談窓口につながりにくい場合がある。

問題が長期化することにより解決が困難になること、生活困窮者のなかには自ら SOS を発することができない方が多くいることを踏まえ、地域住民や関係機関に対して事業 の周知活動を継続的に実施し、生活困窮者の早期発見・把握ができるネットワークづくりに努めていく。

2. 活動実績

事業内容や制度について、より多くの地域住民や関係機関等に知っていただけるよう、区保健福祉センターと連携して周知活動を行った。

別紙チラシを作成し、地域住民や関係機関に周知を図り、会議や地域の集いなどにおいて事業説明を行った。チラシについては、官公庁はもとより、より地域住民に身近な相談窓口となるべく、区の掲示板への掲示、地域の郵便局、不動産事業所、病院、ネットカフェなどにも、チラシの設置依頼を行うなどの周知活動を行った。そのほか区役所内行政モニターにて窓口の案内を行い、来庁者や庁内関係者にも周知を行った。※参考「PR 用チラシ」資料添付

また関係機関に向けては、これまで8回開催していた「生活困窮者自立支援事業にかかる事例報告及び各関係機関の意見交換会」を改め令和元年8月8日に「生活困窮者自立支援事業にかかる関係者会議」を開催し、支援会議の説明や事例報告などによる事業周知に加えて大阪シンママ応援団の理事である芦田麗子さんを招いて「シングルマザーの支援」について講演をいただき関係者とともに理解を深めた。

そのほか、平成 29 年より「港区相談機関連絡会(みなまるネット)」を開催しており、 区内の相談機関が 2 か月に 1 回集まりそれぞれの機関の状況や課題をより深く理 解し「これが私の相談機関!」を作成し各機関に配布するなども行った。※参考添付 資料添付

このように生活困窮者支援に対する理解を深めながら困窮者発見や支援のためのネットワークづくりに努めた。

3. 周知効果

多角的な周知活動により、さまざまな経路から幅広い年齢層の方が相談窓口につながった。地域住民への周知効果はある程度得られたものと考えられる。

相談経路としては関係機関や地域住民の誘導による相談も多く、自ら相談窓口に来ることが難しい状況にある方が相談窓口に繋がってきているものと考えられる。

またこれまでに支援を受けられ終結した方からの紹介により、窓口に繋がる方も見 うけられた。

Ⅲ. 事業実践報告

1. 自立相談支援事業について

①自立相談支援

(1)業務の目的

生活困窮者を早期に発見し、包括的に相談に応じる窓口として、生活困窮者が抱える課題を的確に把握することを目的に事業を行う。

相談内容によっては、相談窓口で継続して支援を行う場合や、他制度の相談窓口等へつなぐ場合があり、複合的な課題を有している場合など継続的に支援を行う場合は、その方の置かれている状況や本人の意思を確認した上でプランを策定する。

また、必要な支援を総合調整し、それぞれの支援が始まった後も、それらの効果 を評価・確認しながら、本人の自立までを包括的に・継続的に支えていく。

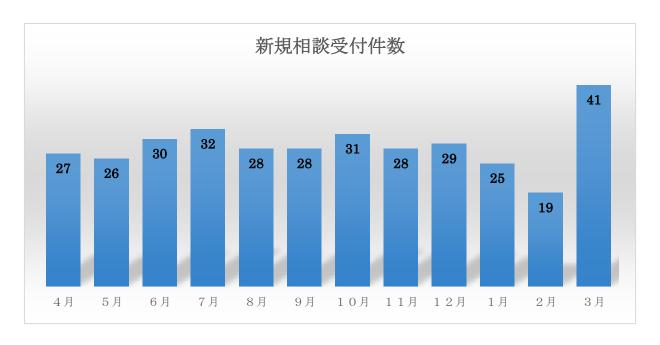
(2)業務実績

生活困窮者の相談について現に経済的困窮に陥っている人に限定せず、包括的・予防的な観点から、できるだけ幅広く相談対応を行った。生活困窮者の自立に向け、一人ひとり、ケースによっては世帯や家族ごとの生活の全体をとらえ、さまざまな生活課題について、制度の狭間を作ることなく必要な支援をコーディネートすることに努めた。

また、自立の方向やそのプロセスは、本人の抱える課題やおかれている環境に よってさまざまであり、あくまでも本人が自分の意思で自立に向けた行動をとること をサポートすることが重要である。本人の尊厳ある生活の確保を、本人自身が獲得 できるための支援を心がけた。

また必要に応じて関係機関との連携を行い、多機関で方針や役割を共有しながら支援をしていくことも大切にした。

令和元年度の新規相談受付は344件でプラン策定をして支援をした件数(再プランを含む)は120件で以下の通りである。就労開始や自立意欲の向上、社会的孤立の解消などの何らかの効果が見うけられた。





②就労支援

(1)業務の目的

相談者の自立支援にあたっては、相談者の主体性を尊重することが重要である。

就労実現させることを目標とする相談者への、包括的な就労支援を実施することを目的に、「総合就職サポート事業」等を活用する。

必要に応じて総合就職サポート事業の受託事業者と自立相談支援事業の相談 支援員との協働・連携により、切れ目のない支援を行う。

すぐに一般就労に就くことが困難な方に対しては、社会参加機会の増加や生活 リズムの立て直しなど、日常生活自立・社会生活自立に向けた取り組みを支援する。

既存制度では充分な支援を受けられない支援対象者を、柔軟かつ迅速に受け 止め、支援対象者が望む自立した生活が送られるように、関係機関との支援調整 会議を経て、フォーマル・インフォーマルサービスを分け隔てることなく支援体制を 構築し、生活困窮者の自立に向けた相談支援機関としての役割の中枢を担う。

(2)業務実績

公共職業安定所の一般窓口だけでなく、生活保護受給者等就労自立促進事業、職業訓練、総合就職サポート事業、認定就労訓練事業や就労ファーストステップ事業への誘導など、就労を希望する相談者それぞれの状況やニーズをしっかりとアセスメントしたうえで、より適切な機関へとつなげるべく、丁寧な相談対応を心がけた。

そして、就労意欲が低下している相談者に対しては「相談援助のプロセスそのものが支援である」という観点を大切にし、じっくりと根気よく、よりそい支援を展開していった。

③家計改善支援

(1)業務の目的

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再建に向けた意欲喚起、必要かつ専門的な助言等を行うことにより、相談者自身の家計管理能力を高め、早期に生活再建されることを目的に、家計相談支援を実施する。

家計相談を実施するにあたっては、経済的な側面のみをアセスメントするのではなく、家族の状況やライフステージに合わせた本人の希望を確認するなど、個々の世帯状況に応じた相談支援を心がけたうえ、家計の再生を支援する。

(2)業務実績

支援が必要な方には家計相談支援プランを立てて支援を実施した。支援決定に よらないケースにおいても、家計相談の視点をもって支援を展開することを心がけ た。

具体的事例については、ある程度の年金収入はあるが生活費がほとんどないという高齢女性の支援について。家計の把握を行う中で金銭の使途が明らかにしてもらう中で SF 商法に騙されていることが分かった。そこで消費生活センターと協力して自宅にある健康食品の引き取りを求めたところ 100 万円を超えるお金が戻った。

現状は、さらに過去の取引履歴を請求し遡って返金を求めているところである。それと同時に、地域活動や介護保険サービス利用による支援を受けながら、あんしんサポート事業利用にもつながった。現在はSF商法の事業者との関係を断つことができており家計も安定している状況にある。

2. 社会的に孤立した対象者の早期把握への取組

(1)業務の目的

既存制度の活用の有無に関係なく、必要な支援に自ら辿り着けずにいるケースが多くあり、社会的孤立状態にあれば、社会的・公的サービスへのアクセスが遅れ、 貧困・生活困窮へと陥りやすくなり貧困の連鎖へと繋がる可能性が高くなってしまう。

そういった社会的孤立状態にある生活困窮者が、適切に必要な社会資源へとアクセスできるようにすることを目的に、生活困窮者の早期発見・把握ができるよう努める。

(2)業務実績

前記(Ⅱ事業の周知)により、生活困窮者の早期把握・早期発見のためのネットワークづくりを行うとともに、相談者本人からのアクセスを容易にするための相談対応を心がけた。

窓口来所を促すだけではなく、積極的な訪問面談や定期的な近況確認(電話をかけるなど)、アフターフォローを行うなど、相談者にとって身近な相談機関となるべく、対応方法の工夫を行った。

そして、これまで支援に結びつかなかった生活困窮者に対して、問題がより複雑 化・深刻化する前に早期に支援を開始するという、予防的支援が重要であるとの認 識を常に持ちながら支援を行った。

関係機関からの情報提供があれば、積極的にアウトリーチを行い、相談者だけでなく関係機関とも課題を共有し、ともに課題解決へすすめられるよう努めた。

3. 関係機関・地域の団体との連携

(1)業務の目的

相談者の自立支援については、画一的な対応ではなく、相談者の主体性を尊重し、それぞれのステージに合わせたきめ細かな支援を展開する必要があり、その支援の方向性をしっかりと一貫性のあるものにするためにも、関係機関との連携は必須である。支援調整会議等を密に行うことで、よりスムーズな手続きやサービス移行など、自立支援に対する調整機能が必要となる。

庁内連携に留まらず、地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、

民生委員、弁護士、居住支援協議会、病院、福祉施設や大阪府社会福祉協議会と 大阪府内の社会福祉法人が実施している社会貢献事業など、広範囲の社会資源 との連携を行うことにより、相談者に寄り添うための、より適切な支援体制の構築を 目的に活動する。

(2)業務実績

さまざまな課題を有する生活困窮者を、地域において早期に発見し、包括的に支援するため、地域資源とのネットワークを構築することに努めた。

ネットワークを構築するために、官公庁だけでなく、民生委員、見守り相談室、地域包括支援センターなどに対し、周知・事業説明をするなかで、その都度連携を呼びかけた。

また、支援調整会議については、開催要綱を定めたうえ、定例開催と随時開催を併用して行っている。庁内を中心とした定期開催以外にも、ケースによって行われる随時開催については、課題に応じて対象者本人の参加を含め必要な関係機関(インフォーマルな事業体を含む)にも呼びかけるなどの体制とし、必要に応じて生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行う支援会議の活用も行った。

そして関係機関に向けては支援における連携のほか前記、「生活困窮者自立支援事業にかかる関係者会議」の開催や「みなまるねっと」への積極的な参加により関係づくりや情報共有、地域における課題を把握し新たな資源開発に向けての協議を行うなども実施した。

その他、主任相談支援員が運営委員を務めている「港区ボランティア・市民活動センター運営委員会」において周知や関係を深めることも行った。また特定の中学校との間では、定期的に状況報告会を行うなど必要に応じた連携体制を構築した。

4. 地域の社会資源の活用・開発について

(1)業務の目的

支援対象者は既存の制度につながらない、また複合的な課題のため様々な制度が重複している場合が多くあるため、福祉関係機関のみならず、他分野の関係機関、地域の社会資源へのアプローチが必要となる。

支援対象者一人ひとりの課題・ニーズに応じた支援体制を構築していくにあたり、新たなサービスの開発も必要になると思われる。そこで、支援調整会議で既存制度の整理や運用方法を検討し、サービスの重複を防ぎつつ最大限に活用出来るよう調整していくとともに、当共同体がこれまで長年にわたり港区で構築してきたネットワークを活用し、分野を超えた支援者・支援機関との連携及び、地域住民と専門職の連携を基盤としたトータルサポートの支援に取り組み、支援の狭間を作らない地域を、住民主体で目指していく。

(2)業務実績

生活困窮者の支援においては、既存の制度だけでは援助できなかった人たちを支援するため「社会資源」を開発することが重要である。自立相談支援機関で把握した困窮者のニーズについて、これまでの困りごとに寄り添う中で社会資源の開発に努めた。

これまでの港区版フードバンクへの取り組みを継続。「数日間食べ物を食べていない」「制度につながるまでの食糧がない」などの方に対する支援として、地域の社会福祉法人や民間企業や団体、スーパー等との連携により食糧の支援をいただける体制づくりの継続に努めた。

また、社会福祉法人の地域貢献として、区内の福祉施設と連携しながら、場所や物品、人的資源の提供を受けることで支援困難事例の解決の糸口が見えてくることもあった。

そして、相談後の支援により生活基盤は安定したが、社会との関わりが必要かつ 有効であると考えられる方については、見守り相談室や当事者とともに「居場所づくり」を行った。 ※参考「居場所会議」資料添付

当事者主体の身近な居場所づくりを行う過程のなかで、社会との繋がりを回復していくという実験的な試みをこれまで 17 回程度の開催を行った。参加者の多くは社会との関係が希薄化している方や集団が苦手な方など孤立状態にある方であり、相談先の無い方やギャンブルの依存状態であった方、長年ひきこもり状態の方などが含まれていたが、居場所づくりのための協力者として主体的に参加していただくことで新たな参加者に対しても受容的に接してもらうことができた。今後も参加者のニーズによる必要性を検討しながら継続していく方針としている。

このように、生活困窮者支援を通じて多様な主体が関与し、それらが連携することで地域のセーフティーネットの構築がすすめられてきていると感じることができている。

5. 事業の推進について

港区内の事業にとどまらず、区域を越えたネットワークづくりや支援員との間で「顔の見える関係」を構築し、効果的な取り組みを共有するために以下のとおり実施した。

①法人連絡会

社会福祉法人みなど寮の職員が従事している生活困窮者自立支援事業(大阪府、吹田市、大阪市西区、淀川区、港区)の従事者と月1回程度の連絡会を開催し状況や課題の共有を行いながら事例の共有や効果的な取り組みについての会議を行った。

②ブロック会議

西ブロック会議(西淀川区、此花区、大正区、港区)を年に3回実施した。港区で開催した令和元年5月20日の会議では、港区で企画を行い自立支援センター

舞洲の施設長からの事業説明や質疑応答や各区の状況や課題について話し合いを行った。

- ③講師依頼(西淀川区生活自立相談支援会議・南ブロック会議) 以下の会議にて依頼があり講話を行った。
 - •西淀川区生活自立相談支援会議(令和元年9月5日)
 - ・南ブロック会議(令和2年1月20日)
- ④大阪府研修企画プロジェクトチームへの参加 大阪府から従事者研修におけるプロジェクトチームへの参加要請があり、平成 30年度より参加し大阪府下の従事者対象の研修の企画や運営に協力している。
- ⑤産経新聞からの取材

家計改支援事業について産経新聞からの取材協力を行った。「保護費の抑制? 生活への介入?家計相談支援員のお仕事とは」という題名で令和元年10月15日のWEB版の記事に掲載された。